

オンライン資格確認システム 導入促進のお願い

日本保険薬局協会

(厚生労働省資料を編集したもの 皆川)

(ポイント)

- 補助金、カードリーダーの交付申請、グループ単位で行うことができるよう検討
- 申請開始時期、7月以降にずれ込む予定(支払基金がリーフレット配布予定 後述)
- 6月一ヶ月、企業としての準備期間
- 2020年度予算で医療情報化支援基金が大幅に拡充 300億円→768億円(増額分)
- 拡充部分の大半がオンライン資格確認補助制度に充当
- 国、厚生労働省保険局は、システム整備が進む保険薬局が先導的役割を果たすことを期待
- なかでも、スピード感を持って対応できる保険薬局協会会員薬局に期待
- 3,4月のブロック会で厚生労働省の担当者から説明を聞くことを予定。現下の状況下で断念
- 夏以降改めて担当者との意見交換の場、進捗状況についての情報交換
- 以上の状況を踏まえ、ベンダーと早急に調整開始をお願い
- その上で、夏以降の会議において、各企業の対応状況などについて厚生労働省と話し合い
- 協会としては全国平均を上回る導入実績を目指し、アクションを起こしたい

(保険局からの情報)

- カードリーダーの申込み開始

- 現状、7月中を予定
- 準備支払基金の作業の進捗次第では8月にずれ込む可能性あり(夏ごろになるとの別途情報あり)

- 法人の一括申込方法(補助金について)

- 個々の薬局が申込みの基本単位
- 組織で申し込む場合、薬局規模別の補助割合の関係でグループ全体を申込単位にする方向で検討
- 法人の一括申込については、保険薬局協会、同政治連盟の働きかけで実現した経緯があり、積極的な活用をお願いしたい

- 事業者への通知の方法

- 7月上旬、支払基金が全薬局にリーフレット送付し、「基金のポータルに登録」要請。登録先に受付開始日、手順等を連絡
- 保険薬局協会には連絡

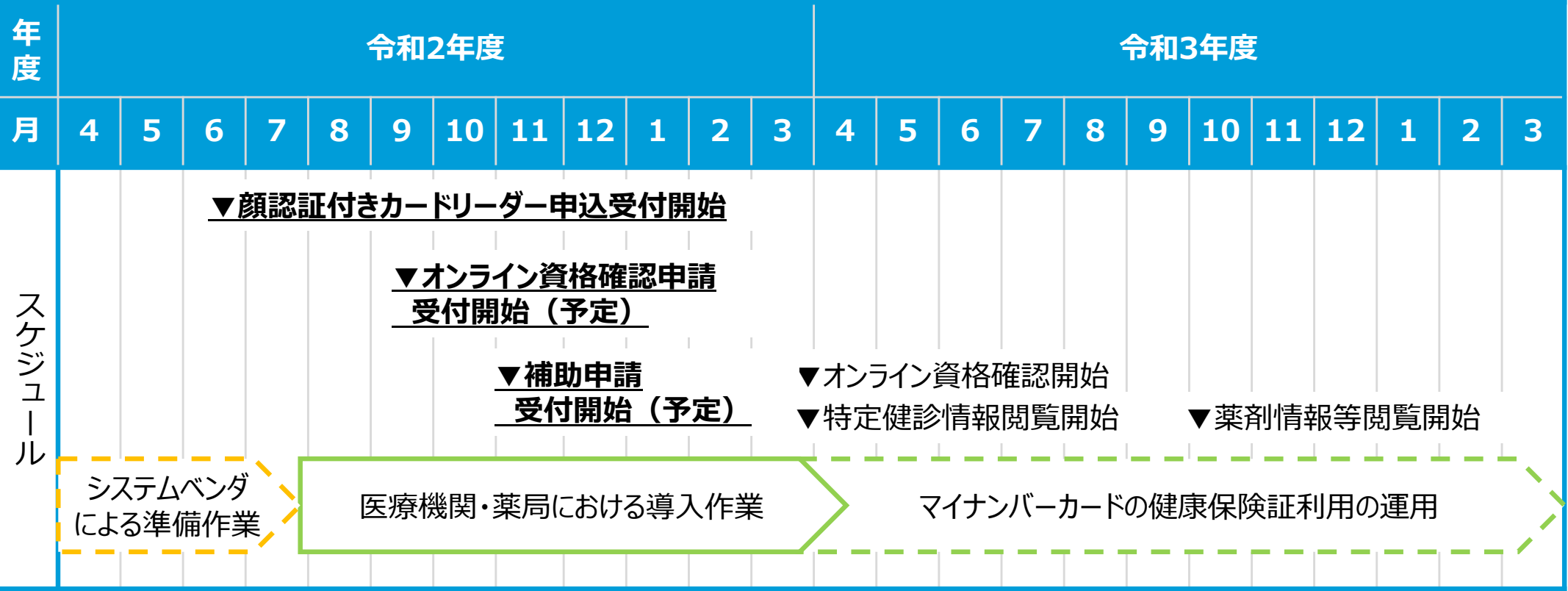
1. 利用開始に向けたスケジュール

オンライン資格確認や特定健診情報の閲覧は令和3年3月から、薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始されます。

オンライン資格確認を円滑に導入するため、医療機関・薬局での初期導入経費（システム改修等）については、医療情報化支援基金による補助金を活用できます。

支払基金が令和2年6月頃に医療機関・薬局向け専用ポータルサイトを開設する予定です。そのポータルサイトで、顔認証付きカードリーダーの申込、オンライン資格確認等システムの利用申請及び医療情報化支援基金の補助申請の受付を行う事を予定しています。

具体的な補助申請手続き等については、令和2年4月以降に支払基金より、全医療機関等に周知することを予定しています。



2. 医療情報化支援基金（マイナンバーカード保険証利用等）

令和2年度予算（案）：768億円
（令和元年度予算額：300億円）

現状及び課題

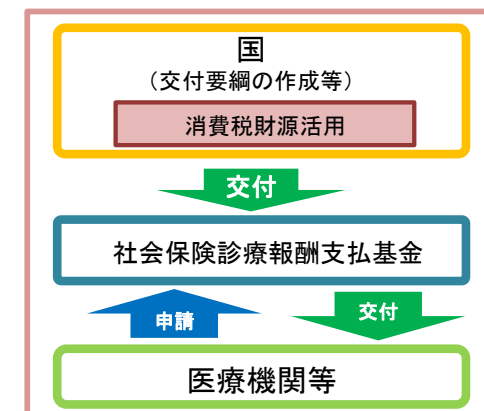
- 技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、令和元年度において、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援する。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」を改正。令和元年10月1日施行）

【対象事業】

- ・ 当該基金の対象事業として、次の2つを予定している。（令和元年度予算：300億円、令和2年度予算案：768億円）
 - ① オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援
 - ② 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援

【支援スキーム】

- ・ 当該基金は、社会保険診療報酬支払基金（支払基金）に造成する。
- ・ システム整備を行った医療機関等は、支払基金に対し申請を行い、一定の要件を満たすシステム整備だと判断されれば、その整備費用の一部を医療情報化支援基金の資金によって補助するというスキームになる。



- 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（デジタル・ガバメント閣僚会議令和元年6月3日決定）において、「医療情報化支援基金も活用し、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、……また、小規模診療所等への利用支援、重点的な補助等について、検討する」とされた。

今後の方針

- 令和3（2021）年3月からのオンライン資格確認の運用開始に向けて、具体的な支援内容等について検討を進める。

■ マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備に係る全体スケジュール（令和元年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

加入者（患者）



マイナンバーカード



又は

保険証

提示

受診時に被保険者証の提示 又は
マイナンバーカードの提示とIC
チップの読み取り

保険医療機関・薬局



3. 医療機関・薬局への補助

- 顔認証付きカードリーダーについては、今国会に提出した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が成立することにより、支払基金で一括調達し、医療機関及び薬局に配布（無償）とすることを予定しています。 ※ 現行法では下記の条件による補助とする整理
- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助します。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

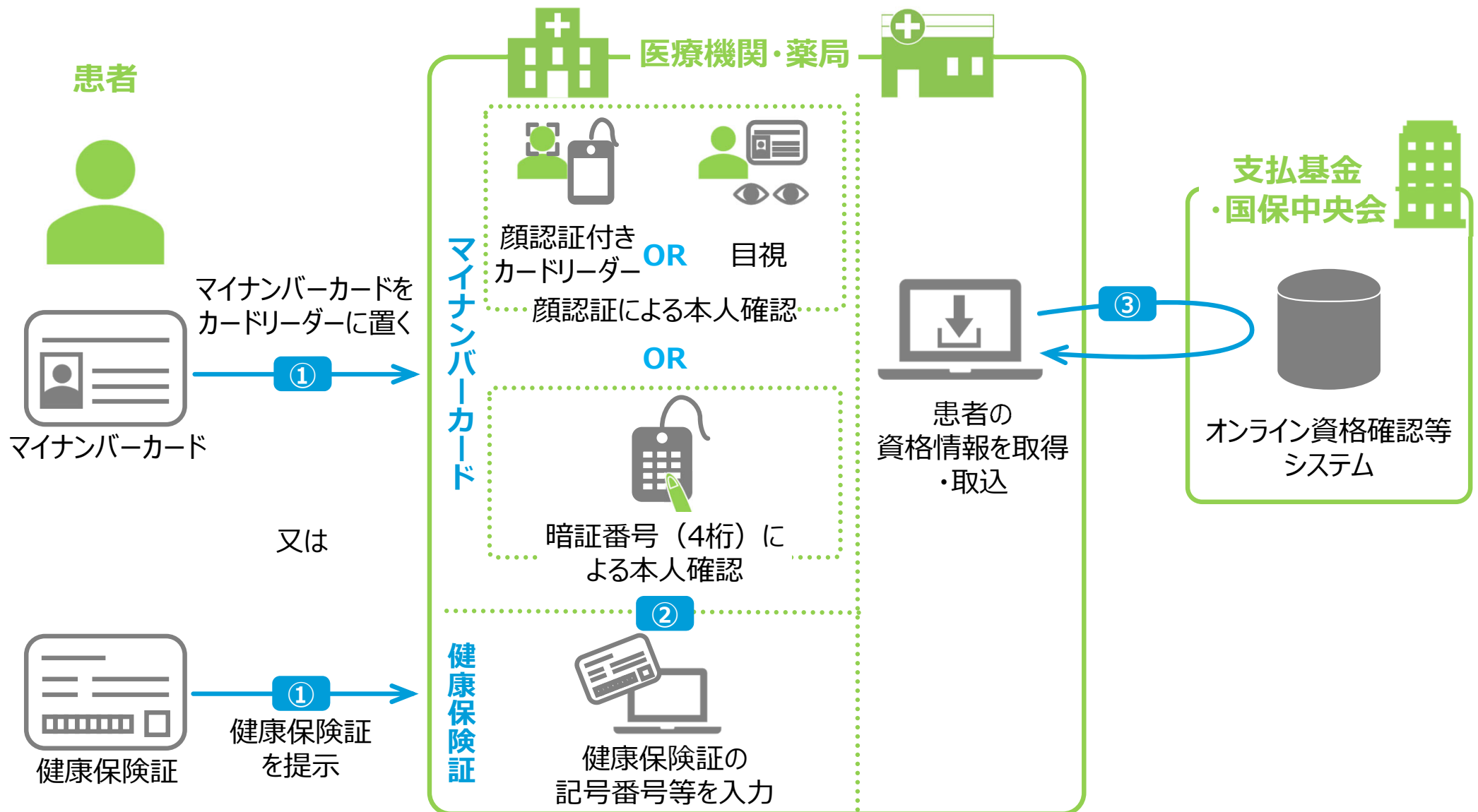
※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院			大型チェーン薬局 （グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局）	診療所 薬局（大型チェーン 薬局以外）
顔認証付き カードリーダー ※現行法の内容	1台導入する場合 9.9万円を上限に補助	2台導入する場合 19.8万円を上限に補助	3台導入する場合 29.7万円を上限に補助	1台 9.9万円を上限に補助	1台 9.9万円を上限に補助
補助の内容	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1／2を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1／2を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1／2を補助	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1／2を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その3／4を補助

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

4. オンライン資格確認とは ～ 資格確認は保険制度の基本 ～

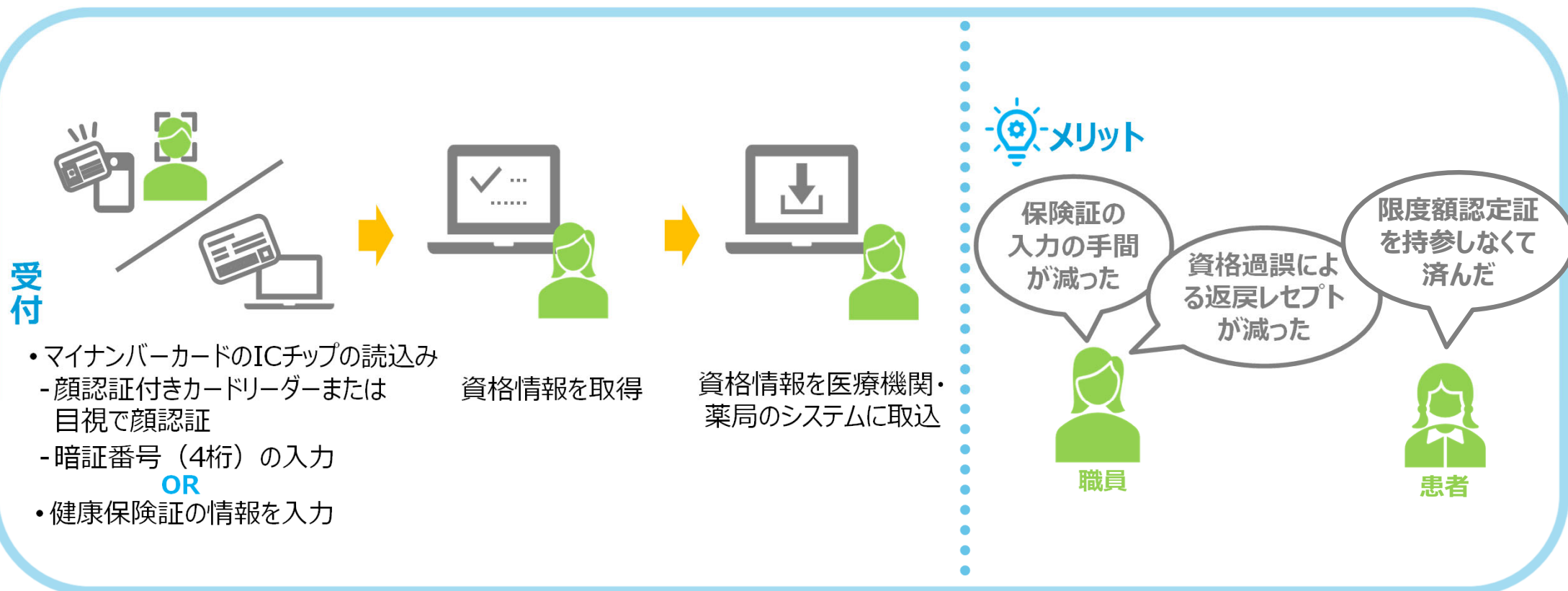
オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。



5. 医療機関・薬局で変わること①

資格の確認を確実に行うことは、保険制度の基本です。オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、直ちに資格確認が出来るようになります。

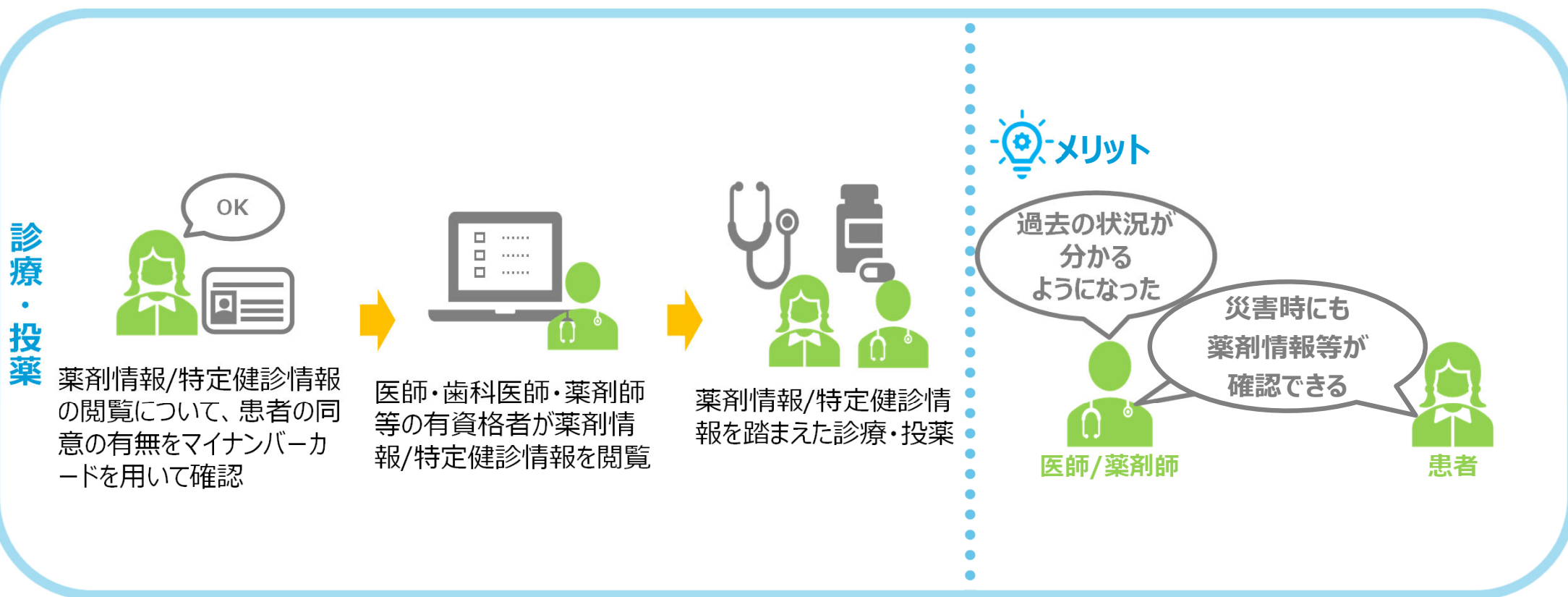
保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、レセプトの返戻も減ります。また、窓口の入力の手間が減ります。



※ 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は令和3年3月時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

6. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来るようになります。



※薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。

※特定健診情報は、医療機関（病院・診療所）のみ閲覧可能となります。

7. メリット：保険証の入力の手間削減

今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができます。保険証でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。

患者情報				登録	
シメイ		性別		資格確認日	
氏名		生年月日		年齢	
保険者番号		保険者名		郵便番号	
記号・番号・枝番				住所	
患者区分				電話番号1	
資格取得年月日		交付年月日		電話番号2	
有効期間		～			

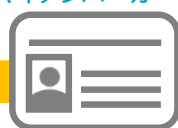
健康保険証



健康保険証は
最小限の情報を入力

オンライン資格確認		完了
保険者番号	12345	
記号・番号・枝番	1234 5678910 01	
生年月日	1970/01/01	
性別 (任意)	男	
資格確認日	2019/01/08	

マイナンバーカード



マイナンバーカードでは最新の保険資格
情報を自動的に取得

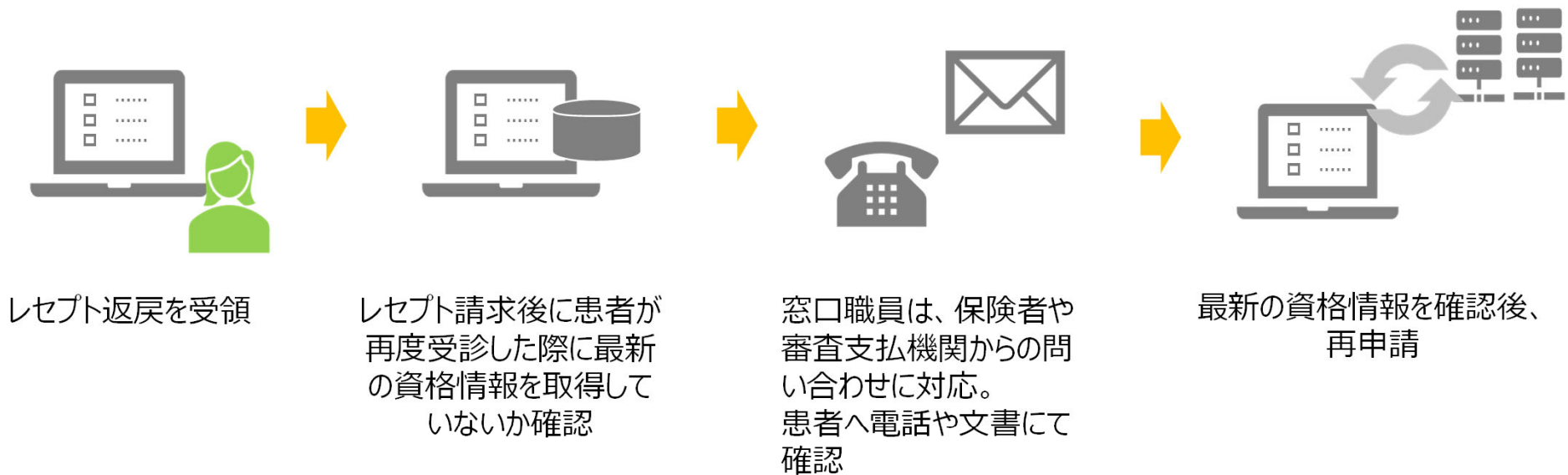
患者情報				登録	
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	2019/01/08
氏名	厚労 太郎	生年月日	1970/01/01	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-45
記号・番号・枝番	1234	5678910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	2018/07/01	交付年月日	2018/07/01	電話番号2	XXX-XXX-XXX
有効期間	2018/07/01	～	2023/07/01		

有効な場合
保険資格情報
を取得

8. メリット：資格過誤によるレセプト返戻の作業削減①

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減されます。

レセプト返戻



資格過誤によるレセプト返戻作業が削減

9. メリット：来院・来局前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。

＜一括照会リストイメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所
		記号	番号	枝番	
1	オノ資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx
...	...	...	...	...	...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x



照会したい患者の
リストを作成

＜一括照会結果イメージ＞

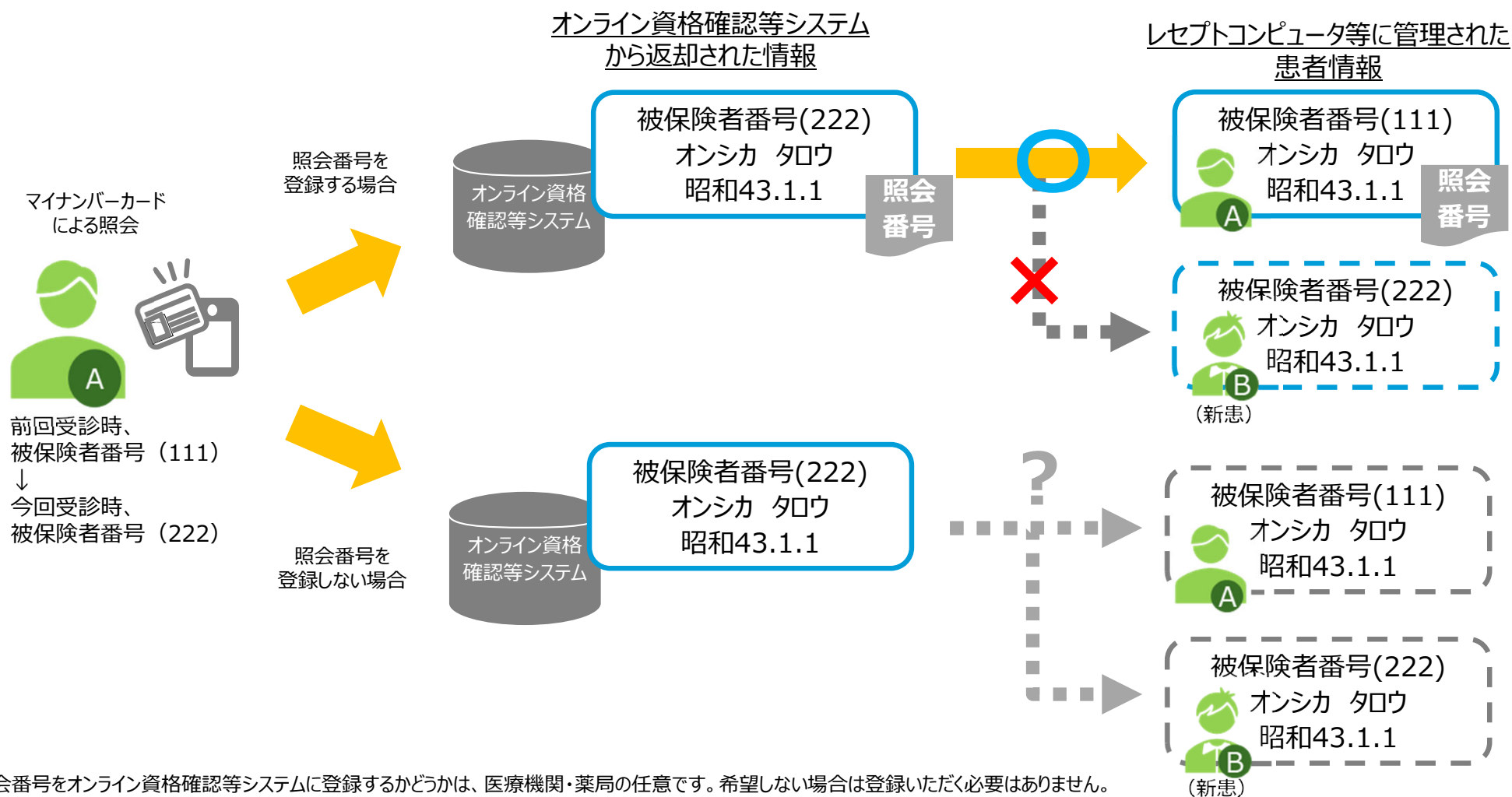
#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所	資格確認結果
		記号	番号	枝番		
1	オノ資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	エラー ※
...	...	...	...	...	...	...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	無効 ※

健康保険証の
記号番号等で照会

※エラー：必須項目（個人単位被保険者番号等）に入力誤りがある場合等
※無効：保険資格の有効期限切れにより失効している場合等

10. メリット：照会番号によるレセプトコンピュータ等との紐付け

新規の患者情報を登録する際、照会番号（レセプトコンピュータ等の資格情報と資格確認結果を紐付けするためのキー）をオンライン資格確認等システムに登録することで、2回目以降、資格確認結果と共に照会番号を医療機関・薬局に送信されるため、医療機関・薬局システムで管理されている患者情報と資格確認結果を紐付けできるようになります。

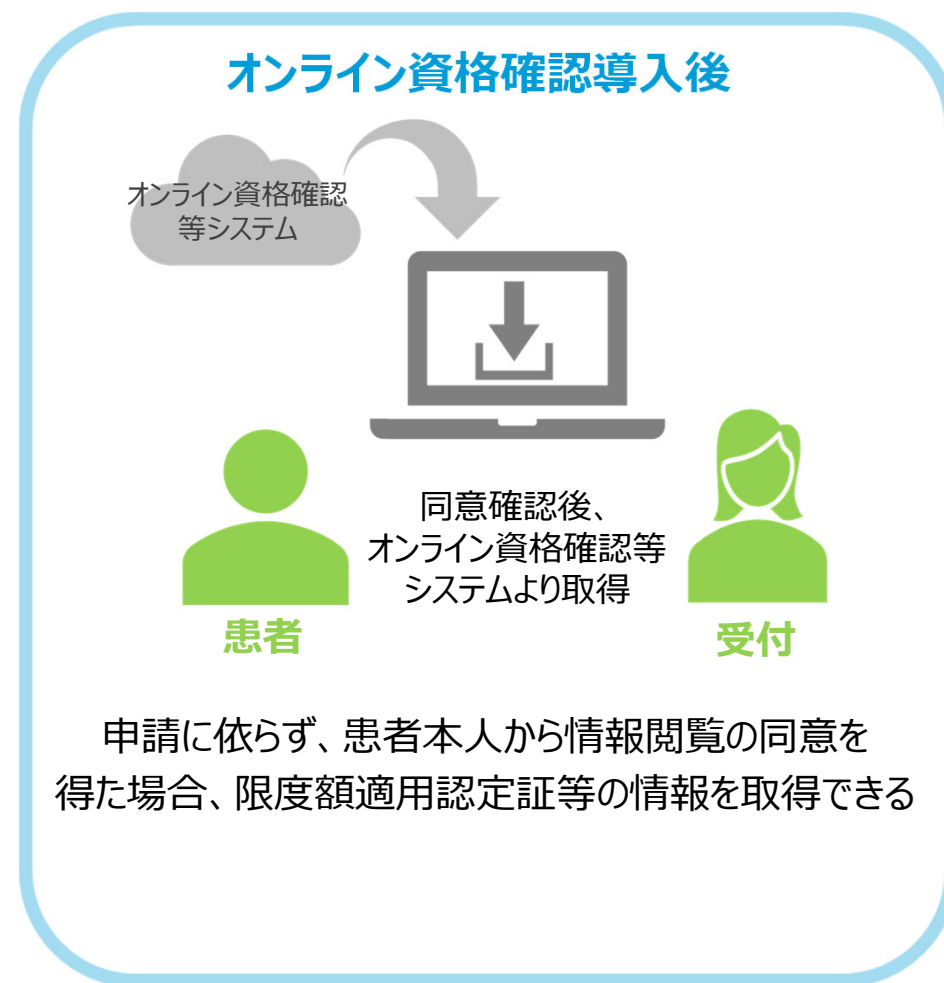
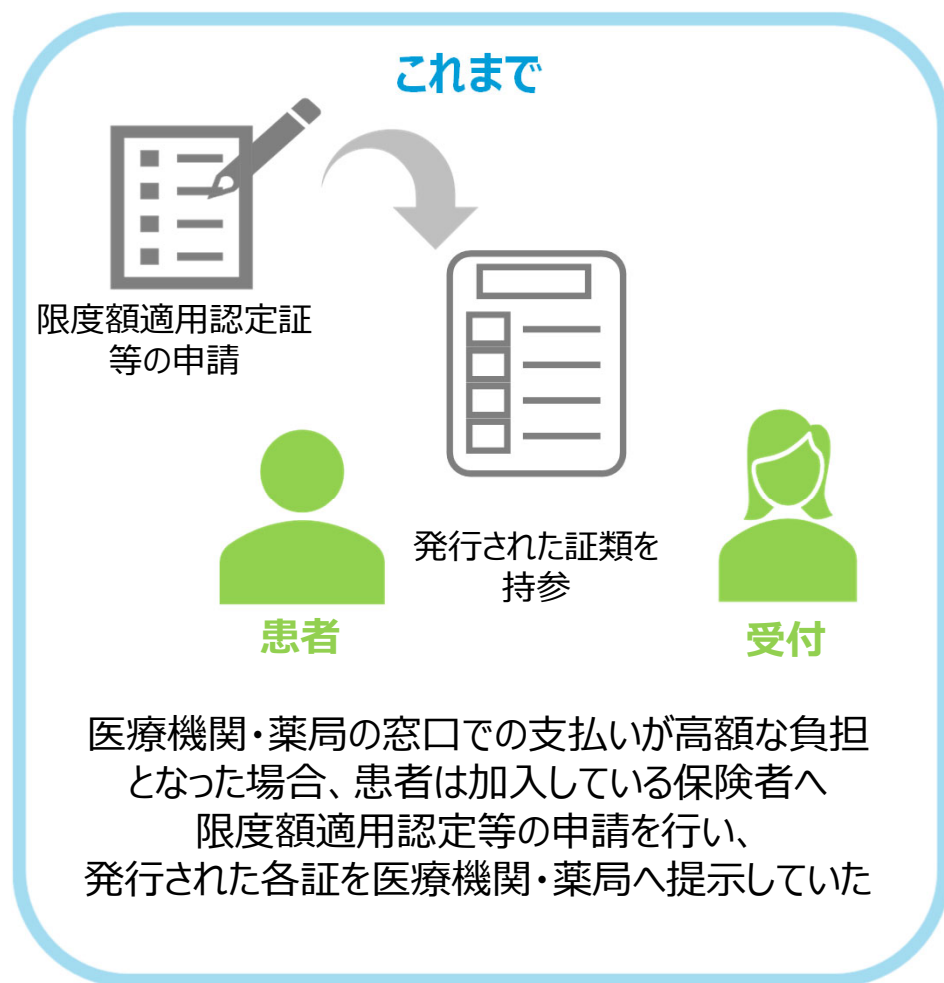


※ 照会番号をオンライン資格確認等システムに登録するかどうかは、医療機関・薬局の任意です。希望しない場合は登録いただく必要はありません。

11. メリット：限度額適用認定証等の連携

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、加入者（患者）から保険者への申請がなくても、オンライン資格確認等システムから限度額情報を取得でき、加入者（患者）は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



12. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の薬剤情報・特定健診情報を閲覧することができます。患者の意思をマイナンバーカードで確認した上で、有資格者等（薬剤情報は医師、歯科医師、薬剤師等。特定健診情報は医師、歯科医師等）が閲覧します。

<閲覧イメージ>



薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認

医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が薬剤情報/特定健診情報を閲覧



有資格者等とは

医師・歯科医師・薬剤師等のことを指している。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」より、医療機関・薬局にて有資格者等の識別を行い、アクセス権限の管理を行うこととされている。

薬剤情報

氏名		厚労太郎			性別	男		年齢	50歳	
療月	入/外/調剤	処方日	処方箋の場合			内服/屯服/外用/注射	薬剤名（商品名）	薬剤名（一般名）	数量	回数
			調剤日	用法	特別指示					
10月	外来	5日	-	-	-	内服	ガスターD錠20mg	ファモチジン錠	2錠	7
10月	外来	5日	-	-	-	内服	プロレス錠12 12mg	カンデサルタンシレキセチル錠	1錠	7
10月	外来	5日	-	-	-	外用	リンデロン-VG軟膏0.12%	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	1
10月	外来	5日	-	-	-	注射	アリナミンF10注	フルスルチアミン塩酸塩注射液	1管	1
10月	調剤	6日	6日	1日1回朝食後	-	内服	アーチスト錠10mg	カルベジロール錠	1錠	23
10月	調剤	6日	6日	-	痛みが強い際は1日2錠	屯服	ロキソプロフェンNa錠60mg	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	23錠	1
10月	調剤	18日	18日	1日3回食後	-	内服	ニフェジピンカプセル10mg	ニフェジピンカプセル	3カプセル	23
10月	調剤	30日	30日	1日1回夕食後	-	内服	エースコール錠2mg	デモカプリル塩酸塩錠	1錠	23
11月	入院	5日	-	-	-	内服	リンラキサー錠250mg	クロルフェニシカルバミン酸エステル錠	2錠	1

薬剤情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

特定健診情報

氏名	厚労太郎	性別	男	年齢	50歳
身体計測	身長	170.08	血中脂質検査	中性脂肪	140
	体重	63.6		HDLコレステロール	125
	腹囲	79.5		LDLコレステロール	154
	BMI	21.8	血糖検査	空腹時血糖	97
血圧等	血圧	67~106		HbA1C	5.1
肝機能検査	GOT(AST)	23		随時血糖	120
	GPT(ALT)	22	血清学検査	CRP	0.07
	LDH	160		RF定量	3未満

特定健診情報：医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能

13. メリット：災害時における薬剤情報・特定健診情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

災害時は、マイナンバーカードがあれば、薬剤情報・特定健診情報をスムーズに閲覧可能ですが、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診情報の閲覧ができるよう検討しています。